

衆議院

消費者問題に関する特別委員会委員 各位

2018年5月16日  
全大阪消費者団体連絡会  
事務局長 飯田秀男

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する要請

全国の自治体の消費生活相談窓口に寄せられた消費生活相談は、この数年約 90 万件を維持し、高止まりしています。その特徴は、高齢者の被害が急増していること、情報化社会を反映したデジタルコンテンツに係る被害が全世代に広がっていること、再び架空請求被害が増加してきていることなどです。

高齢者人口の増加に伴い、今後も高齢者の被害防止・救済対策は重要になってきています。また、民法の成年年齢引き下げに伴い、18 歳、19 歳の若年層が契約当事者となることから、現行の 20 歳時の被害事案が 18 歳、19 歳層にも拡大することが懸念されます。

こうした状況に鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下、調査会）の審議を経て、消費者委員会から消費者契約法の改正に係る答申が出され、今般、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）が国会に上程されました。

以上の経緯を踏まえ、当団体は、貴職に以下の要請を行います。趣旨をお汲み取りいただき、国会審議に反映していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 今国会において、「消費者契約法の一部を改正する法律案」成立を実現してください。

（理由）

消費者被害の発生原因となる事業者の不当行為は、年々新しい手段、ツール等が生み出され、手口は巧妙になっています。それに対して現時点でとるべき対応策を取りまとめた調査会報告書及び消費者委員会答申であり、その全ての項目が直ちに法改正をすべき事項に該当します。改正案は、調査会報告書及び消費者委員会答申の趣旨を全て取り込んでいるわけではありませんが、消費者被害の防止・救済範囲を拡張する内容を持つものであり、今国会において改正案の成立を図ることが求められています。

2. 改正案の審議において、以下の論点について審議を尽くしてください。

- ①改正案における、消費者契約法第4条3項の3号、4号の「社会生活上の経験が乏しいことから」との文言を削除してください。

(理由)

「社会生活上の経験が乏しいことから」との文言は、そのまま読めば、社会的な生活経験の乏しい若年層にのみ適用されるのではないかとの懸念を払しょくできません。そうなれば、調査会報告書及び消費者委員会答申で強調されている高齢者の被害の防止・救済のためにこの条項を活用することが困難になる可能性が出てきます。

この文言がなくても、第4条3項3号及び4号で、取消の対象となる行為が限定的に規定されており、濫用のおそれはありません。また、若年層への適用に支障が出ることもありません。付加する意味のない文言は削除し、当然に、全世代に適用できる条項として改正案を成立させてください。

- ②消費者契約法第9条1号にある平均的損害の立証について、推定規定を置くこと及び立証責任を消費者側から事業者側に転換することが喫緊の検討課題であることを明確にしてください。

(理由)

消費者は、事業者の平均的損害の内容についてその根拠を知ることができません。その現状を受けた改善策として、調査会報告書は推定規定の導入を答申しました。しかし、今回その答申事項は改正案に盛り込まれませんでした。

そもそも、平均的損害を消費者が立証することは無理ですから、その立証責任は事業者が負うべきです。改正案に盛り込まれなかったこれらの事項を喫緊の検討課題として審議で確認してください。

- ③高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における取消権を消費者に付与する規定を設けること、その規定を民法改正による成年年齢の引き下げ実施までに実現することを喫緊の検討課題と位置付けてください。

(理由)

改正案は、消費者が取消すことのできる「つけ込み型」勧誘の類型に、「不安をあおる類型」「恋愛感情等に乗じる類型」「負い目を感じさせる類型」を追加しました。しかし、この追加類型は、改正対象とすべき「つけ込み型」勧誘行為の一部にとどまっています。高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合の取消権について包括的に規定されなければ、現行の被害事案に対応できません。それは、遅くとも、民法改正による成年年齢に引き下げが実施されるまでに手当てされる必要があります。包括的な類型追加と実施について、喫緊の課題として位置付けておく必要があります。

以上